

裁判員等経験者との意見交換会議事録

1 開催日時等

- (1) 日 時 令和2年2月6日（木）午後2時00分から午後4時00分まで
- (2) 場 所 宮崎地方裁判所大会議室

2 出席者

裁判員等経験者 5名

宮崎地方裁判所裁判官（司会者）	福 島 恵 子
宮崎地方裁判所裁判官	下 山 洋 司
宮崎地方検察庁検察官	守 屋 和 彦
宮崎県弁護士会所属弁護士	原 田 真 一

3 意見交換の内容

別紙のとおり

別 紙

※裁判員経験者を「裁判員経験者1」等と表示する。

○司会者

宮崎地方裁判所刑事部の福島でございます。皆さん、お忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

本日は、私のほうで司会をさせていただきます。

それでは、まず裁判員経験者の方以外の法曹三者から、最初に自己紹介を兼ねて一言ずつお願いできればと思っております。

それでは、守屋検察官からお願いいたします。

○検察官

宮崎地方検察庁の検事の守屋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、ここ1年で裁判員裁判を数件担当させていただいたんですけれども、いつも公判廷の立証活動だったり、その準備を行うに当たっては、どうやったら、裁判員の皆様によりわかりやすくなるかということを考えながらやらせていただいています。本日は、皆様方からそういう検察官の立証活動についての率直な御意見をお伺いして、今後の立証活動に役立てていきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会者

それでは、原田弁護士、お願いいたします。

○弁護士

宮崎県弁護士会の弁護士の原田でございます。

私はこれまで、裁判員裁判を4件ほど担当しまして、今日は私が担当した事件の方は来られていないようなんですけれども、皆様方の今回貴重な意見を聞いて、今後の弁護活動に役立てていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会者

では、下山裁判官、お願いいたします。

○裁判官

宮崎地裁刑事部裁判官の下山でございます。今日はお越しいただきありがとうございます。今日は、皆様と久しぶりにお会いできるのを楽しみにしておりました。

事件から1年ぐらいたっているものもありますので、記憶が減退しているということもあるかもしれませんが、ちょっと日にちがたっているいろいろ考えられた部分もあるかもしれませんので、そういった点も含めて忌憚のない御意見を聞かせていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○司会者

以上の3名の方につきましては、裁判員経験者の皆様から御質問などがあれば、適宜答えていただけると思っております。また、逆に3名のほうから経験者の皆様に質問をしていただくこともあるかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速、意見交換事項に入ってまいりたいと思います。

本日は、まず冒頭で裁判員裁判についての全体的な感想などをお聞かせいただいた後、選任手続を含む審理日程や公判審理、評議のあり方についての課題事項などを順次取り上げて、改善点やお気づきの点などを伺ってまいりたいと思っております。

ぜひとも皆様の忌憚のない御意見を伺えればと思っておりますが、なお、これからは、経験者の皆様に御発言をお願いするときには、番号で1番の方といったような形で呼ばせていただきますので、御了承いただきたいと思っております。

それでは、まず最初に皆様に裁判員裁判について選任される前にどう思っておられたのか、あるいは裁判員に参加されての全般的な感想などをお聞きしたいと思っております。

それでは、まず1番の方からお願いいたします。

○裁判員経験者1

1 番です。よろしくお願ひします。

私は今から約1年ほど前に、裁判員の経験をさせていただいた者です。

御質問のあった裁判員に参加して感想、印象についてはどうかということなんですけれども、率直に申し上げまして、裁判員に選ばれたことに、ちょっと戸惑いがあったというのは否めませんでした。くじとかそういう抽せんの形で選ばれるということでしたので、初めは軽い気持ちで、ちょっと不謹慎なんですけれども、参加させていただいたというのが率直な意見です。

実際に裁判員として任命された直後は、職責の重さはどのぐらいなのかなということはありませんでした。実際に公判が始まって携わってかかわることによって、その職責の重さ、役割の重さを痛感した次第でした。これが率直な意見です。

○司会者

1 番の方は、事件は簡単に言うと、どういった事件だったんですかね。

○裁判員経験者1

これは20代の方でしたかね、強制わいせつ等致傷という事件でございました。

○司会者

ありがとうございました。

それでは2番の方。どういった事件だったかというのを簡単に御説明していただいた上で、感想をいただけたらと思います。

○裁判員経験者2

2番になりますが、1番さんと一緒の事件、強制わいせつ等致傷の事件でございました。

私も最初、選任されて、全然詳しくもないし、もちろん全く理解、知識もなかったものですから、そういった段階で戸惑いもあったんですけど、裁判官の方がいろいろ御説明いただいたり、資料等は一通り非常にわかりやすく作成されていたり、あとグラフ図を用いての解説等もあって、裁判の控室で審議しているときとか、もろもろそういったわかりやすい状況にありましたので、何となく非常に重要な職務

というか、重い仕事に結果としてなっているんだなと思いながらも、どうにかこなせていったのかなと思っています。

その中で、振り返ってみると非常に勉強になったなというか、裁判がよい意味で、自分なりにですけど、身近に感じるできるようになったので、やってよかったなというのは感じております。

○司会者

ありがとうございました。

では、3番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者3

事件は放火なんですけれども、1年前ぐらいです。

やはり最初に選任手続のお手紙とかもらったときは、本当にびっくりしました。やはり数少ないというもう何か、当たったのかなという感じがするぐらいびっくりしました。参加していくうちに、やはりとてもよかったかなというのはすごく思っています。

1年以上経って、時々やはりそのときのことを思い出します。その方のことも思い出すし、やはりそれでよかったかなとか、本当にすごく最近思いました。

また、こうしてこの会に参加できたこともとても喜んでいるんですが、その自分の意見が、やはりその裁判の中で大きく左右するというのをつくづく思いましたので、本当によかったかなと、参加してよかったかなと思っています。ありがとうございます。

○司会者

それでは、4番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者4

私も3番の方と同じで、放火事件を担当させていただいたんですけれども、今ニュースにもなるパワーハラスメントを受けたという放火の犯人側と、パワーハラスメントをしていないんだけど、したつもりもないんだけどという放火の被害者側と

ということで、本当に難しい論点から事件が発展したものでした。今までは量刑を決めるときにどうしても私自身が主観が入っていて、罪を犯した人、迷惑をかけた人がやっぱり一番悪いというふうな認識だったんですけども、さまざまな視点から物事を見ることができたので、その過程がすごく面白かったです。

8名の裁判員等の方と評議するとき、本当に振り返ってみると考えの幅が広がったので、ぜひ本当に皆さんに受けていただきたい貴重な時間だったなというのは、今1年前を振り返ってもすごく感じたというのが感想です。

○司会者

ありがとうございました。

では、5番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者5

5番です。事案は、3番、4番の方とは違う放火の事件となります。

まず感想はということですので、手紙が届いたときに、これ本当かなと思って多分こちらに電話をしたような気がします。そしたら間違いないということで、次にまたこちらに来てくださいという手紙をいただいて来ました。そしたら、もう来たときに何か自分は当たるなってもう間違いなく思っていました。そしたら何か1番に当選をしてしまっただけなんですけど、もうこちらに来た時点で覚悟ができているっていうのは、ちょっと言い方がおかしいですけど、もうせつかくですからやりたいなという気持ちではありました。

実際に経験をさせてもらって、本当に貴重な経験をさせてもらったと思っています。ど素人ですから、裁判官の皆さんといろんな話をして、本当にいい勉強になったと思っています。何といいますか、加害者の方というんですかね、時々思い出したり、その家族のことも思い出します。今どうしているのかなとかそういうことを時々考えています。

○司会者

はい。ありがとうございました。

それでは、皆様のざっとした全体の感想をお聞きしたんですけれども、では、引き続き個別の意見交換事項に移りたいと思います。

まず1点目ですけれども、選任手続と公判期日、全体のスケジュールということで意見交換事項を設けさせていただいております。これはできるだけ多くの裁判員の方に、裁判員や補充裁判員として参加いただけるようにするためには、どのような日程にすれば一番参加しやすいのかという観点からの意見交換事項でございます。

裁判所としても裁判員裁判を円滑に運用していくために、非常に重要な課題と考えているところでございますので、まず結論としては、選任手続を行った日に、その日のうちに審理を始めるほうがいいのか、それとも選任手続はそこで終わって、翌日以降に審理を行うほうがよいのかといった点について御意見をお聞きしたいと思います。

それでは、どなたからでも結構なんですけれども、今度は5番の方からお願いいたします。

○裁判員経験者5

その選ばれてすぐにとということですが、もうそのほうがいいんじゃないかと思えます。自分はちょっと県北のほうからですから、改めてまた次の日と言われたら、やっぱり仕事の都合とかもありますので、その日のうちに午後から参加した形になりますけど、自分の気持ちとしては参加したいというふうになりましたから、仕事の都合もそこでつけれるような形じゃないかなと思います。

○司会者

5番の方は、スケジュール的に無駄がないということと、もう気持ちは固まっていたので大丈夫だったということですよ。

○裁判員経験者5

もう選ばれてしまったからですね。それで覚悟は。覚悟と言ったらおかしいですけど。はい。

○司会者

ほかの方はいかがですかね。今日御参加いただいている方は、皆さん、選任されたその日の午後から始まった、始まるというスケジュールで参加していただいたんですよ。

○裁判員経験者4

違う日に。

○司会者

そうですか。それでは、自分のときがどうだったのかをちょっと御紹介いただいでいいですか。

○裁判員経験者4

私が担当した事件、裁判というのは、1日目に説明と面接と、くじというかされて、あと簡単な説明を受けて、多分きつと解散だった記憶があって、次の日か翌週の週始めぐらいから実際、したような記憶があります。

スケジュールに関しては、私も5番の方と同じなんですけれども、県北から車で来ていまして、往復5時間ぐらいかかるんですけれども、やっぱりその選任手続、2時間3時間のために1日仕事を休むということになると、この日に1時間ぐらいで来られる方は、選任手続が終わった後、仕事に出ることはできると思うのですが、その裁判以外にも1日お休みをいただかないといけないということになると、休みをとるなどは言わないですけれども、やっぱりいい顔はされないというのが実際なので、私自身はすごいやりたかったんですけれども、それは会社の方の理解があつてということなので、そこがもう少し皆様に理解していただけるようなスケジュールになると、皆さん、参加する意識がまた変わられるのではないかなというふうに感じました。

○司会者

たしか金曜日に選任をされて、裁判自体は週が明けて3日間ぐらいのスケジュールだったんですかね。

○裁判員経験者4

はい。

○司会者

なるほど。3番の方は。

○裁判員経験者3

一緒なので。

○司会者

4番の方は、むしろその日から始めてもらったほうがという御意見でしたけど、ご感想はいかがでしょうか。

○裁判員経験者3

やはりそのとき、1回目のときにちょっと思いましたね。もう参加する気持ちがありますので参加しています。参加できない理由を別室でこう個別に振られたんですけど、その時間も結構長かったんですね。

それで、自分は参加する気持ちだったので、1時間ですかね、あと帰れたので、ああ早く終わったではないですけど、やっぱりスケジュールをとっている方は、その時間はちょっと長いかなとは思いました。

○司会者

2番さんは、いかがですかね。

○裁判員経験者2

私ときは、選任手続の日に午後から公判に入っていくという形になっていたかと思うんですけど、逆に自分の場合は、選任手続の日と、ほかに公判期日で必要な期日が若干入っていて、極端にいうと大分あいていたほうが仕事の調整がつきやすいのかなと。今回に関しては、自分は今日も一応参加できたんですけど、同じ週に選任手続を受けて、ほかに平日2日休みというのは、なかなか取りづらい方多いのではないかなと思いました。

私個人的には、職場がそういった制度が充実しているので、休みが取りやすく職場の理解もあったということで参加はできたんですけど、いきなり平日に3日間休

むというのは、それが月曜日に決まったんですけど、月曜日になって水・木を休むというのは、なかなか多くの職場では厳しいときもあるのかなという印象を受けました。

○司会者

今のお話は、事前の職場での調整からすると、ちょっと日があいたほうがしやすいという御意見ですかね。

○裁判員経験者2

ですね。選任手続で必ずしも選任されない現状にあるかと思しますので、選任される方のほうが少ない現状というのは、もう制度上はあると思しますので、そこからもうそこで完全に選任されることを前提に休みを取れる場合と取れない場合が多分あるかなと思うので、選任されてから日があいたほうが、私個人的には業務の都合とかがつきやすい方もいるかなという印象を受けました。

○司会者

あと、その選任されたその日のうちに審理が始まるという点についての心構えもできたとか、そういった点についてはどうですかね。その観点からするとどうでしょうね。

○裁判員経験者2

印象で申し上げるのはあれなんですけど、多分裁判官の方が非常に手続してばたばたしている中で審理になっていることとかを、配慮されて対応していただいた印象にあったので、心理面とかそういうのは大丈夫でした。

○司会者

なるほど。では、いろんな意見が出ていますけれども、1番さん、今の日程調整の関係と、それから審理にどうしたほうがスムーズに気持ち的に入っていけるかの2つの点から御意見をいただければと思いますが。

○裁判員経験者1

私のほうは、正味4日間ですかね。初日の選任手続があって、くじで間があって、

そしてすぐ午後のほうから公判が始まったと、冒頭陳述手続のほうが始まって、事案の詳細がわかるということでした。

先ほどの皆さんの心の準備の方ができている方はよろしかったと思うんですけど、ちょっと事案も、もちろん事前に午前中もこういう事案ですよということでお示しいただいたんですけど、やっぱりちょっとこう何というんですかね、いきなりこう始まるんだという心の準備があって、予習じゃないですけど、そういったところで始まったなど。

実際に飛び2日ですかね、月曜日があって、翌28日の水曜日ですから2日間のあきがあったと。これは被告人質問の終わった後の、今度は検察官さんの取り調べということで始まりました。この2日間でちょっと整理する時間があるのかなと。そして連続して、また29日のほうに弁護の方があって、すぐ翌日もう評決があるのかなと思いましたが、若干時間を置いていただいて、翌週の判断待ちということでしたので、飛び飛びですけれども、ちゃんと整理する時間は与えられているのかなということはありません。

特に裁判員の私たちみたいな素人は、法律用語とか専門用語ももちろんそうなんですけど、手続のその流れもそうなんですけど、どういった被告人とか関係とか、そういったところで整理する意味では、やっぱり時間が設けられたのはよかった点かなとは思いました。連続せずにですね。

○司会者

では、いろんな御意見が出ましたけれども、既に御発言をされた方も含めて、審理期間について、全般についてどうお感じになりましたかね。例えば、この程度の審理の内容であれば、もう少しこう短い審理期間でやってもよかったと思ったのか、あるいはもう少し評価するために、今はちょっと適当にこう間があいてよかったという御意見もありましたけれども、もう少しこう間をとりながら進めたほうがわかりやすかったとか、いろいろ御感想はあるかと思うんですけども、その点はいかがでしょうかね、どなたでも。じゃあ、目が合いましたので、はい、4番の方

で。

○裁判員経験者4

私どもの担当させていただいた案件は、そんなに長い審理期間ではなかったので、すごく長過ぎることもなかったですし、難しいこともなかったというのが感想です。やはり休みとなると、その1番さんの事件に関しては4日間ぐらいあったので、その方々は大変だっただろうなという印象です。

○司会者

もう一点だけ。先ほど、当日すぐ始めたほうが良いという御意見がありましたが。例えばもう少し長い期間の裁判の場合、それでもやはり同じなんですかね、それとも長い裁判の場合は、ある程度間があいたほうが良いとか何かございますでしょうか。

○裁判員経験者4

先ほどの質問の中で、当日から行うのが良いか、それとも翌日からかという御質問だったので、当日というお答えをしたんですけども、全体的なスケジュールで言うと、やっぱり2番さんがおっしゃっていることがすごく理解できまして、くじに当たるか当たらないかというのは、本当にもう運しかないもので、運に当たるか当たらないかで休みをとるわけにもいきませんし、仕事の調整も必要なので、やはりこの翌日・当日というのは、あんまり変わらないかなというのが正直な感想です。

シフト関係だったりとか、今24時間とか、土日が休みでない方々もいらっしゃる中で、やはりシフトが決まるためには、1カ月前からとか休みを申請しなきゃいけない方とかもいる方が多い中で、参加できる方っていうのは、職種に偏りができるんじゃないかなというのが正直な感想です。

○司会者

ありがとうございました。どうぞ。

○裁判員経験者3

私個人としては、休暇が自由に取れる職業についていますから、一応全部取って

いたんですよ。ですので、ただ取れない人は、最初にその当たるか当たらないかを1日決めて、その後が少し長いほうが良いような気がします。当たってから職場に出せる状態になるから休暇が出せるかなと思っています。でないと、休暇を取っていても当たらなかった場合、そこはまた出勤しますということも言えない人もいるかもしれませんので、無駄になるかなと思います。

○司会者

はい。ありがとうございました。

それでは、一通り御意見を伺いましたので、法曹三者のほうから何か。下山裁判官、何か御意見はありますか。

○裁判官

我々も試行錯誤をしているところがございまして、裁判の審理期間を選任日とは1日別の日をつくるとなると、仕事の調整をしてから来ていただきやすいかなと思う反面、どうしてもトータルで来ていただく日が増えてしまうので、そこで御負担が多くなってしまわないかということもありまして、選任して午後から審理をすることで、全体の日数が1日縮まるということであれば、当日から審理をしてみたりとか、全体のボリュームからして、当日から審理をしても結局は1日も減らないという場合には、翌日からスタートしたりとか、試行錯誤はしているところなんですけれども、いただいた意見で確かにそのとおりだなと思いましたので、参考にさせていただきながら今後も検討したいと思っております。

○司会者

それでは、次にちょっと話題を変えまして、公判審理についての意見交換事項に進みたいと思います。

これは、検察官や弁護人の法廷での活動のうち、印象に残っている点や改善するべきと思われた点などがあれば、お聞かせいただければと思っておりますけれども、まず初めに、検察官と弁護人が手続の一番最初のところで冒頭陳述というのをしたかと思うんですけれども、これは刑事事件の公判手続で、最初に検察官と弁護人、

双方が証拠によって証明しようとする事実を述べるというものです。

これについて、それぞれ検察官の冒頭陳述、弁護人の冒頭陳述について大分お忘れになっている点もあるかと思うんですけれども、きょうはペーパーですね、当時配られたペーパーをお配りして、記憶喚起していただいているかと思いますので、これを見ながら、印象に残っている点であるとか、ちょっとここはわかりにくかったな、こうしてもらえばもっとわかりやすかったのにと思われたような点があれば、お聞かせいただきたいと思います。

特に情報量が適切であったか、これから審理を臨むに当たって、どこら辺を中心に念頭に置いて審理すればいいのか、そういったポイントになる点が冒頭陳述を聞いて十分理解できたかどうか、そのあたりについてちょっと記憶を思い起こしながらお聞かせ願えればと思います。

これは、また1番の方からお願いいたします。

○裁判員経験者1

1番です。1年前のことですので、今ちょっと改めてこの書類をちょっと見させてもらっているんですけれども、検察官のほうから冒頭陳述ということで、検察の事件の事案も詳細に時系列でいただいている資料がございました。これは大変わかりやすく、私たちにとっては流れがわかりやすい、話しやすいなと思って助かりました。

その後、どこにポイントを置いてするのかということも、また事後の説明もございましたので、そちらも助かったと思います。よくまとめられて結構わかりやすい、素人の私たちでも理解しやすいようなレジユメになっていると思いました。

私の事案が強制わいせつ致傷ということで、被告人の事案については、犯罪については全然争いはなかったということでした。ただ、そういった被害者の意識ですね、そのあたりがどういった形での声が聞こえ、ちょっとプライバシーもあって、弁護人のほうから代弁されて被害者の声をお聞かせいただいたんですけれども、もちろんプライバシーが一番配慮しなきゃならないんですけれども、そういった被害

者への感情移入というのが、ちょっとなかなか伝わりそうで伝わらないところもございましたので、もちろんその技巧的なところもあると思うんですけども、実際の被害者の方にボイスを加工、音声を加工してでもできるのかなと、そういった形で行うのも、ちょっと声を少しでも、こういったような感情があって、その考えがあってというのを意識されたのかというところを、そういった生の声を聞ければ、そういったところも判決に反映できたのかなということは感じました。

○司会者

今のお話は、冒頭陳述の後に証拠調べがあるんですけども、その証拠の調べ方とかそういった内容にもかかわるお話になったわけですかね。

○裁判員経験者1

はい。

○司会者

なるほど。それから弁護人のほうも冒頭陳述をしているかと思うんですけども、余り印象は残っていないでしょうかね。

○裁判員経験者1

現にやはり急ぎの話じゃなくて、ゆっくりとした口調でわかりやすい話し方で語りかける、ゆっくりと読み上げていただいたというのは、私たちも落ち着いて聞くことができましたので、大変助かったと思います。

○司会者

なるほど。ありがとうございました。

2番の方は、いかがですかね。

○裁判員経験者2

1番の方とほとんど同じになってしまうんですけど、同じ事案でしたので、手元に配布いただいた一枚紙、冒頭陳述メモというのが非常にわかりやすく、検察官の方も弁護人の方も書いていただいておりますので、多分裁判員裁判用につくっていただいたペーパーだというのがすぐわかるぐらいに、かみ砕いていろいろポイン

トとかも書いていただいていたので、それによってすごいわかりやすく、比較的頭に入りやすいように対応していただいたんだなというのはわかりました。

○司会者

では、1番の方、2番の方は、その冒頭陳述の段階で、大体この審理がどういった、こう何が問題になる事案なのか事件なのかという全体像は把握していただけたということですかね。

○裁判員経験者2

把握していたつもりですね。

○司会者

はい。ありがとうございます。

では、3番の方、4番の方、同じ事件ですが、3番の方から伺いたいと思いますが、どうでしょうか。

○裁判員経験者3

検察官の冒頭陳述はやはりもうすばらしいというのが一言でした。職業柄すごいなと思いました。テレビドラマとかいろいろ見ているんですが、生で検察官が言われるのはすごいなと思いました。

それともう一つ、その内容をその全体像を把握するには、やっぱりちょっと時間はかかってくるんですけども、読み上げられてこの表を見ながらするんですけども、私どもが担当した事件のこの弁護人の方の冒頭陳述は、少し少な過ぎたというか、個人的には被告人のことをもう少し知らせてほしいという感じはありました。

○司会者

では4番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者4

国選弁護人の方だったんですけども、やっぱりあまり加害者からこう伺った話の全体像が、加害者側の意見というのが全く見えてなかったというのが印象です。

ただ、加害者本人の方が認めている事件だったので、検察官の方と弁護人の方の意見の違いというのはなかったんですけども、何か単純かもしれないですけども、だからこそ、ちょっと情報量が多いと何かこんがらがってしまうというか、本人が認めていない事件だと証拠とかいろいろあると思うんですけども、本人が認めているからこそ、ちょっと情報が多過ぎるとわからなくなってしまうところがありました。

○司会者

ありがとうございました。

それでは、5番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者5

僕もほぼ1番の方と一緒になんですけど、検察官の方の説明、弁護人の方の説明も本当にわかりやすく、何を争点に考えればいいのかというのも、わかりやすかったと思います。いろんな専門用語がやっぱり出てくるんですけど、その辺は後で裁判官の人たちに聞けば、何でも教えてもらえたので本当に助かったと思います。

○司会者

5番の方が担当された事件は、ほかの方と違って、いわゆる争いのない事件ではなかったんですよね。幾つか事実について争いがあった事件でしたよね。

○裁判員経験者5

ですね。はい。

○司会者

冒頭陳述の段階で、どの辺が判断のポイントになりそうかというのは、大体アウトラインは、おわかりになりましたでしょうか。

○裁判員経験者5

ですね。大体というか、いつからお酒をのんでということが争点になってましたので、その辺は自分も飲みますから考えやすいのかなっていうのはありましたけど。

○司会者

なるほど。この事件は、被告人がお酒を飲んでいて、責任能力に影響があるかどうかポイントになるんだとか、そういうふうには、検察官と弁護人がどういう主張をされているか、そのあたりはおわかりいただけたということですかね。

○裁判員経験者5

ええ、もう十分にわかりました。

○司会者

はい。ありがとうございました。

皆さん、大体お褒めの言葉が多いんですけども、せっかくの機会なので、ちょっと先ほど情報が若干多かったということでしたかね。多分、裁判が始まる時に、これはあくまで主張であって証拠ではありませんので、そこは混同しないようにしてくださいねということをお伝えしていたと思うんですけど、その辺はちょっとこう混同したりということはなかったでしょうか。その辺はきっちり区別してわかるようなプレゼンテーションになっていましたでしょうかね。皆さん、うなずいておられるので大丈夫のようですね。

冒頭陳述について、検察官と弁護人の立場から、それぞれ御質問とかあれば言っていただきましょうか。今の意見を聞いての所感でも結構ですが、何かありますか。守屋検察官、どうぞ。

○検察官

冒頭陳述については、どの程度詳しくしたほうがいいのか、あるいはシンプルなほうがいいのか、どの程度情報を入れるかというのは、どの事件に関してもこちらでいろいろ検討した結果、その今の冒頭陳述になっているというところなんですけれども、今日いただいた御意見を踏まえて今後の参考にさせていただきたいと思えます。

○司会者

では、原田弁護士。

○弁護士

弁護士の原田です。弁護側のほうは、冒頭陳述にどれだけ情報等を入れるべきか、シンプルにすべきかというのは、いつも悩ましいところではあるんですけども、今回の意見を参考にして、また弁護士会に持ち帰って伝えていこうと思っています。

なお、先ほど、3番、4番の方で弁護側はちょっと情報が少なかった、加害者側の意見が見えてこなかったという話があったんですけども、恐らくこの弁護人は、その加害者側の意見というのは、その後の証拠調べというか、そこで被告人自身に語らせるというそういう思いがあって、シンプルにしたのかなというところがあったと思います。

○司会者

ありがとうございました。

それでは、次の意見交換事項ですけれども、冒頭陳述が終わりますと、今度これに引き続いて証拠書類や証拠品のある場合はその説明が行われています。検察官や弁護人が自分のほうで請求した書面等をモニターで映しながら読み上げるという手続、覚えておられるかと思います。証人調べの前に一括して行ったかと思うんですけども、その説明がわかりやすかったでしょうかという御質問です。

例えば、その読み上げる証拠の分量について、多過ぎるとか、少な過ぎるとか、また読み上げるスピードがどうだったか、わかりにくい点がなかったのかどうか、あるいは細かいことで言うと、手元のモニターに映し出される文字だとか図面だとか見やすかったとか、あるいはそもそも根本的に書類じゃなくて、先ほどもちょっとお話に出ていましたけれども、本人に話してほしかったとか、いろいろお感じになったことがあるかと思うんですけども、印象に残っている点であるとか、改善についてお気づきの点があれば、お聞かせいただきたいと思っています。

それでは、これも1番の方からお願いいたします。

○裁判員経験者1

私もちょっと詳しくは、専門的なものはわかりませんので、不確かなんですけども

ども、証拠書類と証拠品の説明ということで、検察官のほうから、モニターを通して状況がすごくイメージできるような工夫がなされていたと思います。

こういった事案は、強制わいせつということで性犯罪なものですから、時と場所と状況がどうだったのかと。被害に遭われた方の性被害を受けられた方の感情的なものはどうだったのかと。実際ややもすると、トラウマがずっと一生残る大きな傷になっているということもありますので、特に話がありましたように、もうちょっとその夜半に車から降りるような移動もなかなか難しくなったということで、公判等に話が出ておりました。そういったもろもろもありまして、状況的なものは、かなり詳しく場面の設定が想定できる説明はなされていたのかなと思います。

先ほど申しました被害者の方の生のそういった声ですね。もちろん音声は加工してもらおうというのは当然なんですけれども、そういったものを短い声でいいですので実際に聞けたら、またいろんな評議する上での要素に加えることができるのかなとは思いました。

今、OA機器等でスクリーンとかがあって、かなりその犯罪の遭った場所とかも、場面の設定ができるようなところでイメージができましたので、その点は大変私たちも判断では助かったと思います。

○司会者

その1番の方、2番の方の参加された事件は、被害者の方のお話というのは、捜査段階で作成された供述を検察官が朗読するという形で取り調べがされたんでしょうかね。ちょっと私は参加していないのでわかりませんが、そうですね。

○裁判員経験者1

プラス弁護人のほうから、被害者の気持ちを大切にされたということでした。

○司会者

なるほど。

事件で担当した下山裁判官に、何か補足があれば、後でしていただきたいなと思うんですけども、2番の方はいかがですかね。その点を含めて、ほかの意見でも。

○裁判員経験者2

証拠書類、証拠品の説明に関しては、モニターを使って非常にわかりやすく、結構印象としては少し膨大というか、結構いろんな角度からも多分間違いないというような情報を書き連ねられていて、後程の評議とかに必要な情報というのは、もう完全に集約されていたのかなという印象で、正直1年2、3カ月たっているのかもしれませんが、しっかりと情報はいただけたという印象でした。

○司会者

ありがとうございました。

では、3番の方はいかがですか。

○裁判員経験者3

同じくモニターとかその書類とかですね、詳しく説明というのはもう覚えております。どっちの方向からの写真かなと自分でこう考えながら、ちょっと時間もありませんでしたので、きちんとこういう状態でというのは私たちに伝わっていました。

○司会者

4番の方はどうでしょうか。

○裁判員経験者4

説明のスキルだったりですとか、モニターとかはすごく見やすく、疑問に思うこともなかったんですけども、先ほど情報量がちょっと多かったというふうに意見をさせていただいて、当時のスケジュールを見ていたところ、検察官の書証の取り調べ時間が70分ありました。普通の話でもやっぱり70分聞き続けるというのはちょっと頭の中がパンクしてしまうので、30分とか20分とかちょっと区切って、5分でも10分でもちょっと控室に戻って、それでちょっと簡単な協議をしてとかのほうが、一つ一つ区切りがついてよかったのではないかなというふうに、先ほどの質問と兼ねて。はい。

○司会者

では、情報の分量自体も事案からすると、もう少しコンパクトにしたらよかった

んじゃないかということですかね。

○裁判員経験者4

そこがちょっと、その件もありますし、その時間を見て70分あったからこそ、その多く感じたのかもしれないですし、例えば、家の燃やす素材の証拠を10分とります。その次にちょっと休憩を挟んで、次はどういう犯人の行動についてを10分とりますとか、事細かにちょっと区切っていただくとよかったかもしれないんですけども、多分1時間過ぎると聞きづらいというか。

○司会者

そうすると、適当なところで区切って休憩をとりながらすれば、適切な分量だったかもしれないということで、そうするとスケジュール、時間の休憩のとり方とかが若干工夫の余地があるんじゃないかという御意見なんですかね。

○裁判員経験者4

控室に戻って評議したときにも、何をおっしゃっていたかなという、意見を出したいけれど、結構皆様、そういうことも言っていたね、ああいうことを言っていたねという意見のばらつきとかもあったので、もうちょっと細かに区切っていただくと、また集中して。

○司会者

評議室に戻ってからの話。

○裁判員経験者4

はい。

○司会者

評議室に戻ってから証拠を見直さないと、ちょっと何だったか覚えていないということもあったわけですか。

○裁判員経験者4

はい。ちょっと長かったのかなと、今、振り返ってみると思います。

○司会者

ありがとうございます。

5番の方、いかがですか。

○裁判員経験者5

書類とか証拠品とかっていう話ですけど、図面とか、あと写真とかもついてて、考える、その、何ですか、検討する資料としてはもう十分だったかなと思います。

4番さんとは違って、多分、時間的には自分たちのところはちょうどよくて、頭に入りやすかったと記憶しております。

○司会者

ありがとうございました。

書類の取り調べ方について、何か言い忘れましたというようなことはございませんでしょうか。

それでは、次の項目に移りたいと思いますが、今度は、書類等を調べた後に、今度は、人に対して質問するという、その場で、法廷で話してもらおうという手続がどの事件でもあったと思います。被告人については、必ず被告人質問をしておりますし、証人も、皆さんが参加された事件は、少なくとも一人は証人のお話を聞いていると思います。特に、5番さんが参加された事件は争いのある事件だったので、結構何人か証人の話を聞いていたと思うんですけども、その証人や被告人の尋問の仕方について、検察官や弁護人の質問の仕方について、お尋ねしたいと思います。

声の大きさであるとか、やりとりのテンポ、スピードはどうだったかとか、平易な言葉で、きちんとわかりやすいやり取りがされていたか、あるいは質問の意図や内容がわかりにくかったり、これはちょっと余分だったなとか、ここら辺はちょっとこう、もう少し詳しく聞いてもらわないとよくわからない、何でも結構なんですけれども、時間の長さ、証人尋問あるいは被告人質問、全般について印象に残っておられる項目があれば、どうぞ、お聞かせいただきたいと思います。

5番の方からお願いします。

○裁判員経験者5

質問に対する答えは、もう何もかもがちょうどよかったと思っています。

自分の尋問に対する感想は、娘さんだったですかね、が、涙ぼろぼろ流しておられて、それをちょっとこう見てるのが、自分のほうもちょっと涙が出てきてですね、その辺がちょっとかわいそうやったかなっていう気持ちになったぐらいですかね。

あと、もう本当に、皆さんの質問とか長さとかスピードとかいうのはもう何の問題もないと思います。

○司会者

わかりやすい質問がされていたということですかね。

○裁判員経験者 5

はい。そうですね。

○司会者

ありがとうございました。

では、4番の方、いかがですか。

○裁判員経験者 4

私もそんな気になることは全くなく、とてもかみ砕いて、わかりやすく説明してくださっていたと思います。尋問ももちろんしてくださっていたんですけども、加害者の方があんまり話される方ではなかったもので、こういうものかなという印象でした。

○司会者

被告人質問ですかね。

○裁判員経験者 4

そんなにしゃべらない。

○司会者

しゃべらなかったですか。

○裁判員経験者 4

特に、こちらの質問内容に関しては、意見というのは、こんなものかという印象

です。

○司会者

ありがとうございました。

3番の方、いかがですか。

○裁判員経験者3

私は、お父様が出てこられたので、やっぱりちょっとドキッとしました。

それと、被告人のほうは、やはり、その、もともとこういう質問が来たら、こう答えようという答えを用意していたというのが、ちょっと見受けられました。ですので、質問等をちょっと変えられたりとか、本人の気持ちを引き出すというのが、もうちょっと欲しかったかなと思っております。本人は、何か本を読むみたいに、覚えてきた文章を言っているような感じがいたしました。

○司会者

それは、検察官にもう少し聞いてほしかったなという感じですかね。

○裁判員経験者3

はい、そうです。

○司会者

ありがとうございました。

それでは、2番の方、いかがですか。

○裁判員経験者2

証人尋問、被告人質問に関しても、とてもわかりやすく、適度なスピードでわかりやすい言葉、多分、いつもと違った形で使われて説明していただいていたんだろうなと、あとまた、その後、評議室に戻った前後で、裁判官の方が若干フォロー、補足というか、ああいったことですよって、ちょっと、さらにかみ砕いて、おっしゃっていただいていたのが、大分、前のことですが、印象に残ってます。

あとは、やっぱり、今までの方々が言われたのと一緒で、やっぱり証人の方、身内の方とか出てこられたのは、やっぱりこちらとしては感情移入しちゃうそうにな

るところとかあったんですけど、まあ、普通にすごいわかりやすい形だと思ってやりとりを聞かせていただいたという印象です。

○司会者

ありがとうございました。

最後、1番の方、いかがでしょうか。

○裁判員経験者1

ちょっと、また、思い出しているんですけど、たしか、被告人への質問の時、性犯罪なのですが、検察官の方が、どのあたりの部位を触ったのかというところを確認する意味で質問したのですが、被告人のほうも思い出したのか、涙に伏するところがありましたので、そこはもう裁判官の方にそこで制止いただいて、ちょっと休憩に入ったということがありました。

また、たしか証人尋問のときに、この裁判の場合は再犯防止プログラムですかね、カウンセリングの方の御意見を伺いました。

こういった類いの事案については、再犯というのはどの程度防げるのかというところで、実際の事例とか、具体的には、実際に携わっていらっしゃるカウンセラーの話が聞けたということで、量刑というか、どのくらいの再犯の確率なのかというのを、だいたいこう私たち素人ながら、おぼろげながらも、何かこう判断材料だったのかなという感じがしました。

○司会者

カウンセリングとかをされている方を証人として調べたということですね。ありがとうございます。

少なくとも、今回の経験者の方が参加された事件については、大きな問題がなく、検察官に、被告人にもう少し迫ってほしかったというような意見が意見が一つありましたけれども、特に、冗長であったりとか、何かきちっと、よくわからないやりとりがあったということではなかったんですよ。ありがとうございます。

それでは、次の事項に移りたいと思いますけれども、審理に関しては、最後の事

項になりますけれども、一番最後の締めくくりの論告、弁論についてお尋ねしたい
と思います。

論告、弁論は、証拠調べの結果を踏まえて、検察官と弁護人にそれぞれ当事者として
の意見を述べていただくもので、審議の後の評議のときにも、基本的には、論
告、弁論を踏まえて話し合いをしていただいたと思います。

検察官の論告について、あるいは弁護人の弁論について、長さであるとか、わか
りやすさはどうだったかということを確認したいと思います。

事実や責任能力などについて争いがあった事件について、判断のポイントが証拠
に基づいて、わかりやすく示されていたかという点もあわせてお答えいただければ
と思いますけれども、また、今回、参加していただいた、どの事件でも量刑、刑を
どのぐらいにするかという点が問題になっていると思いますが、検察官から懲役何
年が相当であるといった意見が述べられただけでなくて、弁護人のほうからもこの
ぐらいの刑期が相当であるとか、あるいは執行猶予をつけるべき事案だとか、そう
いった意見が出たケースが多かったと思うんですけれども、なぜ、そのような処分
が相当と言えるのかについて、双方からきちんと本件について説明がなされていて、
それが理解できたのかというあたりは、これは定型で問題になるところですので、
ぜひ、そのあたりについてもお聞かせできればと思います。

また1番の方からお願いいたします。

○裁判員経験者1

今、おっしゃられたように、論告・弁論で一番判断材料になるのが量刑の傾向と
いうことで、私たちは全く無知なもんですから、この事案がどの程度の量刑になる
のかということが全くわかりませんでした。検察官のほうは、悪質性と被害の結果
が深刻であるということと、自己抑制がちょっととれてなかった被告人への同情の
余地というところと、再犯という、この論点で執行猶予がたしか無しでしたかね。
資料に書いてありますけど懲役4年で求刑されたと思います。

一方、弁護人のほうは、これにまた、先ほど申し上げた、再犯防止プログラム、

あとは、そういう保護観察を含めたという形でのことも加味して、執行猶予のほうをされていたと思います。

どちらも詳しく説明していただいて、私たちも大変悩んだところですけど、執行猶予のところがどうなのかなという風に、裁判官のほうからも過去の規範というか事例なんかをお示しいただいて、そういったものと照らし合わせて考慮しながら評議に至ったというところがありました。

そのあたりでは判断材料になったのかなとは思いました。

○司会者

じゃあ、これから評議で検討すべきテーマがきっちり論告、弁論にあらわれてたと、そういうことでよろしいのでしょうかね。

○裁判員経験者1

はい、そうです。

○司会者

ありがとうございます。

同じ事件だからといって、同じ意見を言わなければならないわけではありませんのですが、いかがでしょうか。

○裁判員経験者2

論告に関しては、検察官の方々、一部ペーパーもつくられて、わかりやすく、多分、問題点を検察官でのお立場での整理された内容を、私どもにわかりやすく伝えるという観点でいろいろ御説明いただいたと、で、評議につながったと思います。

弁護人に関しても、その弁護士さんのお立場でいろいろつくっていただいて、わかりやすく整理等、過去の事案等を踏まえた内容とか、そういったことも詳細に説明いただいたので、その評議につながる内容で非常にわかりやすかったという印象になります。

○司会者

今おっしゃったのは、裁判員裁判、量刑検索システムを使った量刑の、大体こう

いう分布になっていますよみたいなことを含んだ……

○裁判員経験者2

一部入っていたかな……

○司会者

弁論になっていたということですよね。

○裁判員経験者2

そうですね。一部配付資料の中には入っていたかと思います。

○司会者

それに基づいて弁論をされたということなんですか。

○裁判員経験者2

そうですね。何か、全部というわけじゃない、一部で織り込まれていたと思います。

○司会者

ありがとうございます。

3番の方、いかがでしょうか。

法廷で論告・弁論を聞いたときに、これから評議するに当たっての材料というか、当事者がどういう主張をしてどこがポイントだっている、そこがかみ合って、わかりやすく提示されてましたでしょうかということをも、お話しいただければと思います。

○裁判員経験者3

それは、ほぼわかりやすかったような記憶があります。

わかりにくいときは、評議室で気軽にお話できて、あとはもう評議室に帰ってずっと質問をしましたので、大丈夫でした。

○司会者

ありがとうございました。

4番の方、いかがですか。

○裁判員経験者4

1番の方もおっしゃられたんですけど、やっぱり無知、私たち無知な上に量刑で、何が最適かというのが全く見当つかないんですけども、やはり検察官の方と弁護人の方がいろいろしていただく中で、わかったというよりも理解をしたほうが多くて、勉強になった場面でした。

○司会者

では、5番の方、いかがでしょうか。

○裁判員経験者5

双方のお話ですね、聞いて、何を検討するべきかっていうのは、もう本当にわかりやすく、皆さんと一緒です。

○司会者

では、論告、弁論については、検察官、弁護士の立場でいろいろ苦勞されている点もあるかと思うんですけども、今の皆さんの、ここまでのお話を含めて、ここまでのところで何か御意見や御質問などありますか。

○弁護士

弁護士の原田ですけども、1番の方と2番の方にお聞きしたいんですけど、私、この事件、担当してないんでわかんないんですけど、この弁論は、パワーポイントでやられたんですかね。資料がパワーポイントであるので、何か映しながら、手元にメモをこう配らずにやられたのか、それとも、これを配られてやられたのか。覚えてますか。

○裁判員経験者2

ちょっと記憶の範囲なので、あれなんですけど、多分、パワーポイントの、本日と一緒にようなパワーポイントの打ち出しを配られて、そこを説明されてたような気がします。

○司会者

下山裁判官、何か補足ありますか。

○裁判官

私の記憶の限り、画像を画面に出しつつ、かつ手元にそのプリントアウトしたものを配っていただいて、プレゼンをしていただいたような記憶です。

○弁護士

弁護側として、冒頭陳述もそうなんですけど、形式的な面として、これ、一枚紙で配って、一覧性がある形でやったほうがいいのか、それともパワーポイントで区切ってやったほうがいいのかというところで、どちらが印象に残るというか、そういう、ちょっと悩ましいところが弁護側もあって、ちょっともし御意見があれば、お聞かせ願いたいなと思って。どちらも変わらないということであれば、それでも結構ですけども。

○司会者

じゃあ、2番さん、お願いします。

○裁判員経験者2

弁護人に関しては、このとき非常に、検察官の方が言われて、何か検察官の言われている整理されたメモで、資料で何か言われた後だったので、客観的に見る上で、こういった紙で見れて、一枚紙よりこちらのパワーポイント、十数枚使われて説明したのがわかりやすかったのかなと、表とかもあったと思いますので、この形じゃないとちょっとわかりにくかったのかなと、これでよかったというような印象です。

○司会者

今の意見のほかになにか御意見ありますか。検察官はいつもこの一枚紙のスタイルでされるんですけど、弁護人は文書で配られる方もあれば、パワーポイントの方もおられて、中には一枚紙の方もおられるんですね、いろいろだと思うんですけど。

じゃあ、4番の方、どうぞ。

○裁判員経験者4

パワーポイントかプリントかということなんですけれども、どちらに偏り過ぎてよくはないものなんですけど、両方ともあって、こっちを見てあっちを見る、こっち

を見てあっちを見るというので、ついていけなかったという記憶があります。なので、難しいんですけども、やっぱりパワーポイントの内容と、これを同じ内容のことを示されているときに、どっちを見ればいいのかという迷いが出てくるので、やっぱりパワーポイントの良さを生かしつつ、書類はちょっと見るだけにするか、書類がメインでちょっとパワーポイントとかっていう、どちらかに柱を置かれたほうが、もしかしたらより理解しやすいのかなというふうに感じました。

○司会者

ありがとうございます。

それでは、最後のほうになりますけども、評議についても意見交換いただきたいと思います。これは、もっぱら裁判所と裁判員の皆さんによる作業になるんですが、スケジュール的に評議の時間が十分だったか、あるいはちょっと時間をとり過ぎてたんじゃないかという御意見もあるかもしれませんが、いかがでしょうか。

それから、評議の前提となる基本的な刑事裁判の知識だとか、そういったところについての説明がきちんとされていたか、その上で、御自身の意見を十分に述べることができたかといったあたりを含めて、評議の進め方と全般について、よかった点、改善すべき点、工夫すべき点など、お気づきの点があれば、何でも結構ですので、聞かせていただきたいと思います。

では、じゃあ、今度、5番の方からお願いいたします。

○裁判員経験者5

評議についてですけど、本当にいろんな意見を言うてくださって、何でも言える、そしてわからないことは質問すれば何でも教えてもらえて、本当に、言い方おかしいですけど、全然苦ではなかったですね。むしろ、どんどん言葉を発したほうがいいのかっていうような感じでしたので、よかったと思います。

○司会者

ありがとうございました。

4番の方、いかがでしょうか。

○裁判員経験者4

評議の時間については十分だったと記憶しています。裁判官の方の説明も本当に十分でしたし、終始、すごく和やかな雰囲気です。笑いもあつたりとかしながら真面目な話もしつつって感じだったんですけども、これ、ちょっと言葉のあれかもしれないですけども、本当に楽しく、おもしろく、笑いがありながらも、でもちゃんとしっかりしていくというのがすごくイメージと違ったところであり、その上で、時間があつという間に過ぎたなという印象でした。

○司会者

ありがとうございました。

3番の方。

○裁判員経験者3

同じなんですけど、本当に進行というか、お上手で、なかなか皆さんをまとめて、私たちが話しやすいようにしてくださいますし、最初はやっぱり知らない者同士、余りこう言ったりとかできないんですけども、回数を重ねるごとに、全員が自分の意見を本当に言えるような環境でよかったかなと思います。すごく気を遣われて、本当に手とり足とりして下さったんですよ。

○司会者

ありがとうございます。

2番の方、いかがですか。

○裁判員経験者2

本当にほぼ一緒になるんですけど、まず時間に関しては十分だと思います。

あと、進め方等については、もう皆様、言われたとおり、非常に気を遣っていたいて、わかりやすく、論点を整理していただいたから苦痛じゃなく、充実した評議ができたのかなと思います。

○司会者

ありがとうございます。

1 番の方、いかがですか。

○裁判員経験者 1

評議の雰囲気については、かなり私たちも最初緊張がありましたので、裁判官の方たちが緊張をほぐすという意味合いもあるんでしょうか。声をかけていただいたのも、今思い出しました。

そういった評議に至るまでの、裁判でその休廷に入ったりとか、あと、論点をその都度整理していただいて、評議に至るまでの時間と整理の時間が、結論に至るまでのプロセスの時間が与えられていたのかなということで、大変、そのあたりもありがたかったと思います。

私たち裁判員も同じ裁判、評決を下すチームとしての、そういった、同士としての意識づけをされたのかなと、今になって思いました。特に印象が残るのが、私たち、ややもすると恣意的な感情で、個人個人の先入観で評議の場に加わるということもあり得るかもしれませんので、そのあたりは裁判官の方が、その都度、やった行為に対しての罪状、そういった評議ですよというのを、その都度、確認してくださったのを今になってちょっと思い出しました。

○司会者

ありがとうございました。

下山裁判官、今までのお話で何か……。

○裁判官

評議は実際、皆様にいろいろ意見を言っていただいて大変助かった記憶がございます。

いろいろ評議で意見を出していただいた上で、具体的な判決書に、皆さんの意見をまとめる形になるんですけど、そこでこう自分たちが出された意見が、十分に反映されていたというふうにお考えになっているのか、もうちょっとこういった工夫があれば、いいんじゃないかって思われたこと等をお聞かせいただければと思います。

○司会者

これは、どなたでも結構です。5番の方。

○裁判員経験者5

5番です。いろんな意見を出して、それを全て反映させてもらったっていうふうに記憶をしていますから、逆に、先ほどもおっしゃられましたけど、本当に気を遣ってもらって、何か気の毒なぐらいで、質問の答えとしては、もう反映を十分されているなと思います。

○司会者

一人ずつお話を聞いてみたいと思います。では、4番の方。

○裁判員経験者4

やっぱりいろんな方からの意見とか、価値観を伺っていくと、自分の中の考えも変わってくるというのが一番です。これは、一つの意見に絞れるんですけど、じゃあ、それが意見に流されてしまっているのか、もともとの、自分がこうじゃないかなっていう、思っていた意見はどこに行ったのかなっていうふうに、振り返ってみると思ったので、多数決がいいのか、全体の意見を取り入れつつ、他の方法で量刑を決めるほうがいいんじゃないかなというのは少し感じたところではありました。自分の意見を変えていかないといけないというのが、それがいいのか悪いのか、ちょっとわからないんですけども。

○司会者

まとめる過程ですね。

○裁判員経験者4

はい。どうかなっていうふうに感じたところは、少しあるかと。

○司会者

後になっていろいろ考えているうちにそういった考えに至ったということですかね。

○裁判員経験者4

そうですね。何かそれもまた自分の考えが、幅が広がったので、いいことでもあるんですけど、それは、その考えに持っていかなざるを得なかったのかなっていうようなことを、振り返ってみると感じたことでもあったかなという感じですね。

○司会者

ありがとうございます。

1番の方、2番の方、いかがでしょうか。評議の内容が判決の内容にきちんと反映されていたかどうか、かなりおぼろげになっているかもしれませんが、要は、裁判長が読んでるときに、何かちょっとニュアンスがもう少し、こうしたかったかなというのは記憶に残っておられませんか。

○裁判員経験者2

2番です。評議の内容は反映、私たちの事案は反映していただいていたし、自分としては違和感はなかったと記憶しています。

○司会者

ありがとうございました。

それでは、あと、ここまでで何かこう言う機会がなかったような、審議、評議、全体を通じて、その他何か御意見がありましたら、お聞かせ願いたいと思いますけれども、特にお尋ねしたいのは、呼び出されたときから判決でお帰りになるまで、さらにその後も含めてですけれども、審議や評議を通じて心理的に御負担が大きいと思われるような部分があったかどうか。

そのほか、新聞報道などでいろんな事件の裁判員裁判について、お聞きになることがあると思うんですけども、そういったものを聞かれたときに、自分の参加された事件と考え合わせて何か思う点があれば、お聞かせ願いたいと思います。

それから、そのほか、裁判官や裁判所職員の対応などで改善すべき点あるいは裁判員制度を含む司法全般への御意見・御要望ありましたら、この機会にお聞かせ願いたいと思うんですけども、これはどなたかいらっしゃいますか。

はい、どうぞ。3番の方お願いします。

○裁判員経験者3

内容を聞くまでは本当にドキドキしていました。どんな事件かなというのが最初の印象です。やはり事件もたくさんありますし、裁判員制度の中でも、まあ、重たい、軽いじゃないんですけども、そういう事件だったら自分はできるかなというのはちょっと。

で、これを聞いたときに、その、軽いではないんですけども……

例えば、大量の殺人事件とかというのがあったら、私はそれに耐えられるかなというのが印象です。

○司会者

ありがとうございます。

4番の方、お願いします。

○裁判員経験者4

特に心理的負担はなく、私が担当させていただいた事件はですけども。1番、2番の方が担当されてらっしゃる内容に関しては、ちょっと簡単に、見るだけで女性としてはやっぱり心の傷が残る、同性としてすごくつらいかなと感じたので、先ほど3番の方がおっしゃいましたけど、殺人だったりとか、そういったところになると、ちょっともう耐えられないかなという想像はつきます。

あとは、裁判員制度に関して御意見とか御要望ということなんですけれども、要望とかは全くないんですけども、やっぱりこう一番は休みをとれない、とることが難しい環境にあるので、もう少しいろいろなイメージが広がって、職場の方々が行ってらっしゃいという、「いい経験だよ」と言ってもらえるように何か経験した者として、何かできればいいなというふうに感じました。

○司会者

今日もそれでお越しいただいたようですね。ありがとうございます。

ほかの方で今の意見について、1番の方、2番の方が、ちょっとどうだったかしらという御意見も受けましたけれども、いかがでしょうか。

1 番の方からお願いします。

○裁判員経験者 1

先ほど申し上げたとおり、俗に、何というんですか、裁判員に加わって、自分の参加した評議の結果が、被告人の人生を左右してしまう、俗に言う、人が人を裁くというのは、このことなのかなというのをちょっと、そのとき強く感じました。

雑多な日常の中で、人と関わることがないような社会なので、誰しものが加害者になるかもしれないし、また被害者のような、また事件に巻き込まれるかもしれないということを感じました。

だから、もうちょっと、もうちょっとというか、さらにもっとこの裁判員を、私たちが実際、この裁判員、素人の裁判員としてこの裁判に関わる意義をもっと普及していただいて、さらに国民に認知というか広く知られるようになれば、よりよい社会になっていくのかなという感じはしました。

○司会者

ありがとうございました。

そうしましたら、最後に、これから裁判員になる方に対する経験者からのアドバイスあるいはメッセージを皆さんにお一人ずつ伺いたいと思いますけれども、5 番の方、いかがでしょうか。

○裁判員経験者 5

メッセージ、メッセージですよ。なかなか、その、こんな社会ですから、なかなか理解してもらえないかもしれないですよ。例えば、選ばれたって、会社を個人でやってる方もいらっしゃるでしょうし、営業の方、いろんな職種の方がいると思うんですけど、何とか、そういう、理解してもらえる社会をまずつくってもらわないと、ちょっと厳しいのかなって思いますけど、絶対やってみるべきだと思います、もし選ばればですね。

例えば、やりたいと言っても、当たらなければやれないということですから、もうこんなチャンスがあったら、ぜひやってもらいたいというふうなことで、メッ

セージとさせていただきます。

○司会者

ありがとうございます。

4番の方、いかがでしょうか。

○裁判員経験者4

参加をさせていただいて、本当によかったという印象しかありません。参加して嫌だったなというのは全くなくなって、本当に時間が過ぎるのもあつという間でしたし、5番の方がおっしゃるように、自分が立候補しても決してできる経験ではないので、やっぱり案内が来て選ばれたということは、すごくいいことだよというのをもっとオープンにしていけると関心が湧くんじゃないかなと思います。

やっぱり裁判の風景というのはニュースで見る、裁判、4人ぐらい、5人ぐらい座って、ぴしっと決めてらっしゃる、そのかたい話だったりとか、ニュースで取り上げるのも殺人だったりとか、そういった、わいせつなものだったりとかが多いので、やっぱりマイナスなイメージがすごく多いんですけども、やっぱりそうではないんだよっていうところを、もっと明るい情報ができれば、楽しくできると思うんですけども、でも、それは参加した人にしかわからないことなので、やっぱり選ばれた人は積極的に参加するのが一番いい経験なんではないかなというふうに思います。

○司会者

ありがとうございます。

3番の方、いかがでしょうか。

○裁判員経験者3

ほぼ同じなんですけども、やはり、ぜひ参加していただきたいと思っております。

実は、裁判のときは、会社には報告しましたが、周りの者には研修と言って参加したんですけども、終わりました、社内で、簡単ですけども裁判員制度の研修も行って、来たらみんな受けるのよって、写真がありましたので、ここに座ったのよ

とかね、簡単にうちの職員に話したんですけども、断らないで相談に来てくださ
いというのは伝えました。

周りの人たちにも、もう終わって大分たった後でも、事あるごとに参加しました
と言うと、皆さんが本当にもうびっくりして、本当に全員がもう質問攻め、内容も
そうですけど、どうだった、どうだったと、で、周りにもそういう人いないので、
やっぱり聞きたいんですね。で、細かい話はもちろん言えませんが、情報とし
てできることはもう報道でもしていますので言えますので、そういうお話をすると
もう全員が本当に聞いたそうにしておりますので、ぜひぜひもう、みんなに広めた
いと思っております。

○司会者

心強いお話、ありがとうございました。

2番の方、お願いします。

○裁判員経験者2

まず、皆さんと一緒になりますけど、ぜひ参加してくださいという意味で、いうと
ころありますけど、あと、日程的なこととかは、個人個人によってできる場合、で
きない場合、あるとは思いますが、そういったのはあるけど、裁判に対する不安
というのが強くてお断わりされることは、必要ないというか、先ほどの質問にもあ
りましたが、裁判官の方や裁判所の職員の方々はずごい親切で、みんなよくしてく
ださいし、わかりやすく、知識なくても対応できるような形にまでしていただ
けますし、あと検察官の方も弁護士の方も論告とか弁論のときとか非常にわかりや
すく、全てやってくれるので、不安に思って辞退されるとか、そういったことは
必要ないですよというようなことを補足的に伝えたいなと思います。

○司会者

ありがとうございます。

締めに1番の方お願いいたします。

○裁判員経験者1

皆さんと同じように裁判員を経験してよかったというのが率直な意見です。

やっぱり裁判員をすることによって、よく俗に言われますけど、自分が大切にしている人たちを悲しませないという、そういう自分のこれから向き合う人生に対して、ちょっと立ち止まることができたのかな。

日々の、日常の中の繁忙さに追われて、なかなかそういった生き方というものも考えることはなかったんですけど、今回、貴重な経験させてもらったなど、そういう方がもっといっぱい増えてきたら、先ほど申しましたように、社会の法秩序というものもちろん形成されるでしょうし、もっと本当にこういった事案、事件とかが抑制されるのかなという感じはしました。

○司会者

ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、参加された検察官、弁護士、裁判官から、最後に全体としての感想、コメントなどがあればお願いしたいと思います。

検察官からお願いいたします。

○検察官

守屋です。貴重な、検察官の立証活動について、いろいろな御意見をいただきましたので、今後の裁判員裁判に少しでもそれを反映させていって、よりよいものにできていけたらいいなと思っております。今日は、どうもありがとうございました。

○司会者

では、原田弁護士お願いします。

○弁護士

本日は、貴重な意見をありがとうございました。皆さんの貴重な意見を参考に、より、またわかりやすい弁護活動を目指していきたいと思っております。ありがとうございました。

○司会者

では、下山裁判官、お願いいたします。

○裁判官

皆さん、今日は大変ありがとうございました。1番の方が指摘されていた証拠調べで被害者の方の声を聞きたかったっという話ですが。

被害者の方の声を直接聞けると、お話がわかった上で裁判ができるという点でいいかなというふうに思ったんですが、1番の方自身も言われているとおり、性犯罪ですと、なかなか被害者の方がプレッシャーなどを感じられて、法廷で話すのはなかなか難しいところのあった事件なのかなと思います。

あの事件でも、直接法廷で話を聞くのではなく、被害者の方の話をまとめた調書を調べてという形になったわけですが、4番の方のお話とか伺っていても、やっぱり法廷で直接話されたことっていうのは印象に残るし、書面の調べが長いと、どうしても冗長に感じてしまうという話もありましたので、直接被害者の方とか関係者の方に法廷に来ていただくというのは適当でない事件も中にはあるのかなと思うんですけども、そういった意見も踏まえて、今後に生かしたいと思っております。本当に、今日はありがとうございました。

○司会者

それでは、10分休憩を挟みまして、40分から記者の方々による質疑と応答をしていただきたいと思いますので、しばらく御休憩ください。

(休憩)

○司会者

では、代表の方から御質問いただいているとお聞きしていますので、どうぞ。

○記者

よろしく申し上げます。読売新聞です。

今までのお話と若干かぶる部分もありますけれども、幾つか代表で質問させていただきます。

まず、裁判員裁判に参加して、裁判自体や裁判員に対するイメージにどのような変化があったかというところを1番の方から順にお願いします。

○裁判員経験者1

1番です。

先ほど申し上げましたように、裁判員として裁判に参加した感想としましては、評議の結果が被告人の方の、また関係する方々の人生を左右する重要な職責を担っているのだなというのを改めて感じました。正直言って、最初はちょっとまだ、くじでしたので、ちょっと軽い気持ちであったなとちょっと反省している次第なんですけど、そういう形でした。

○裁判員経験者2

2番ですが、やっぱり1番の方と一緒に、職責の重さは審議を重ねている間、ひしひしと感じるものがありました。

ただ、終わってみて、参加してよかったな、やっぱりいろんな意味でいろいろな知る機会になったなということ、また裁判が身近なものというか、司法制度自体が身近なものに感じられるようになったような気持ちが少しは芽生えました。

○司会者

3番の方。

○裁判員経験者3

参加してよかったかなというのも先ほどお伝えしたんですけども、やはり裁判員制度というのは知りながら、詳しいことを知らなかったのも事実です。

やってみて、やはり普段の生活も、事件もそうですけども、テレビも、全て見る視点が違ったことを感じます。法廷のこともそうですし、ドラマの中も、映画もそうです。あと、過去の事件というのをやはり調べるようになりました。ですので、やっぱり私としてはすごくよかったかなと思っています。

○裁判員経験者4

初め、参加させていただく前というのは、やっぱり裁判というのはかたいし、怖

いし、関係ないし、他人事だしというイメージで、全く興味も実はあまりなかったんですけれども、実際に参加させていただくと、担当した裁判がパワーハラスメントもちょっとあるようなないようなという感じで、加害者が全て悪いのではない、被害者にも一つ原因があるんじゃないかなという過程を知ることができたので、やっぱり自分が普段目にするテレビや新聞では知り得ない部分もたくさん得ることはできたので、本当によかったし、楽しかったし、おもしろかったなと思いました。

○司会者

5番の方、お願いします。

○裁判員経験者5

最初は、もう本当に自分でできるのかなっていうのを考えました。でも、先ほどから言っていますけど、ちゃんと導いてくれる人がいますから、安心して、もし選ばれたらやるべきだと思っています。

心境の変化という面では、これが最終的なものになるかなと思います。今言ったとおりです。

チャンスがあれば、やるべきだと思っています。

○記者

次の質問なんですけども、これも先ほどもちょっと出てきたんですけども、証拠の現場写真を見ることとか、あと証人尋問で御家族の方が来られたりという話も先ほどありましたけど、そういった中で精神的な負担がなかったかというところの話も含めて、追加で言いたいこととかもあればお聞きしたいです。

これも1番の方からお願いします。

○裁判員経験者1

実際、モニターに映し出された被害者の方の傷とといいますか、けがとといいますか、それが具体的に映し出されました。傷害の度合いは、程度を知る上でももちろん必要な証拠だと思うんですけども、見る人によってはかなり衝撃的な映像だったのかなと。しかし、必要であることは間違いありませんので、通らなきゃならないあれな

のかなと思いました。

あと、被告人のお母さんからもお話をされましたけど、やっぱりそういった犯罪に至るまでの生い立ちから、そのバックグラウンドの背景がつまびらかにされるといのは、私たちには背景がわかりやすいけれど、全てがさらけ出されるんだなということも改めて、それが裁判なんだなというふうに思いました。

○裁判員経験者2

2番ですが、心理的な負担に関しては、こちらで、先ほど言われたようにモニター使って画像とかも拝見しながらの対応ではあったんですが、非常に負担と感じるまではなかったのは事実です。事案によるとはもちろん思いますので、その辺も裁判所の方々に配慮していただいて成り立っているんだなという認識でした。

あと、質疑等に関しても、心理的な負担というのは事案によってはもちろん感じると思うんですが、今回のケースではそこまで感じなかったというか。感じる面もありましたけど、それで例えば1年たってトラウマになっているとか、そういった面とかは、私に関してはない状況です。

○裁判員経験者3

写真とか、そういうのは負担にはならなかったんですけども、私たちの日々の行動の中で、いかに監視されているかというのをすごく感じました。すごいいろんなところにテレビカメラとかがあつてというのをすごく感じました。

精神的負担というのは余りなかったんですけど、その人の、先ほどもあるように、決めるときに、自分の意見が反映することは、ちょっとどきとしたことはあります。

○裁判員経験者4

4番です。

私の担当したものでも、現場の写真だったりとかは特に精神的負担は全くなかったんですけども、やっぱり先程もちよつと申し上げたんですけども、1番、2番さんのような事件だと、本当に思い出さなくていいようなトラウマになるような女

性もいるかと思うので、そこはもう少しちょっとデリケートに扱ってほしいなというところが同じ女性として思うところではありました。

○裁判員経験者5

自分の事案としては、精神的な負担とかトラウマになるようなことは全くなかったです。やっぱり火事の写真だったですから、もしそういう経験を過去にされている人だったらどうなのかなというのは思います。

○記者

ありがとうございます。

次に、これも先ほどあったんですが、職場の理解がどれくらいあったかということに関してなんですけども、先ほど話があった方もありましたけども、例えばこんなふうに職場の人に言われたとかという追加の話もあればお聞きしたいので、また1番の方からお願いします。

○裁判員経験者1

職場は、幸いにして理解がありまして、一応、休みをとることができました。

ただ、職場によってはもう限られた人数で回しているという現状がありますので、セクションによってはそういった限られた人数で誰かにしわ寄せが来ているということでのちょっと引け目というか、そんなのをちょっと感じながら参加した経緯がありました。

上司とか同僚たちの理解がありまして、何とか務めることができましたので、感謝しております。

○裁判員経験者2

2番ですが、私の職場はかなり理解のある、休暇に関しても特別休暇扱いで休暇が取得できる職場なんですけど、スケジュール的にどうしても忙しいときとかだったらちょっと参加できなかったかなというのはあります。

周りの理解としては、それが制度としてあるからしょうがないねというよりは、ぜひ、いい経験だから、誰でもできることではないから、そういったので、使命じ

やないけど、しっかりやってきてくださいという形で上司、同僚に言ってもらって、今日もまた時間をいただいているようなところですので、比較的、私個人の職場としては非常に理解があるので助かったというのが個人的な感想になります。

○司会者

3番の方、お願いします。

○裁判員経験者3

職場のほうは、立場として、私個人としては休みをとれるんですが、同じ職業の人、例えば同業者では絶対無理かなと思っております。ですので、やはり参加することが難しい人たちが、参加したいけども参加できないという人が多数いると思います。

○裁判員経験者4

会社の理解がないわけではないと思うんですけども、前向きではないという感じですので、スケジュール的なもので本当にお伝えさせていただくと、やっぱり1番と3番の方もおっしゃったんですけども、1人が休むとどこかにしわ寄せが来るので、そこが多分前向きな賛成ではないかなと思うので、自分の仕事の整理がつけれるぐらいの日数、例えば1カ月なのか1週間前なのかをもっと余裕を持ってしていただけると、社会全体が応援してくれる雰囲気になるのではないかなという、理解を示してくれるんじゃないかなと思っております。

○裁判員経験者5

会社は特別休暇があります。参加しますという旨のことを言ったら、上司の人はもう、ぜひ参加してくださいというふうに言っていただきました。

ただし、やっぱりそこにお休みをいただくわけですから、同僚の人たちにはちょっと後ろめたいかなと。同僚の人たちも、それだったらしょうがないよねみたいな感じだったのかなと。

この日もそうですけど、今日は、意見交換会ということで、任意で参加しますよねということなので特別休暇はだめですって言われて来ました。

○記者

代表質問は以上になります。ありがとうございました。

○司会者

それでは、以上をもちまして意見交換会を終了させていただきたいと思います。

本日は貴重な御意見をたくさんいただきまして、本当にありがとうございました。本日皆様からいただきました御意見を参考にさせていただきながら、今後とも法曹三者で、この裁判員制度がよりよいものになるよう、また国民の皆さんにこの制度をより身近なものに感じていただけるよう工夫を重ねてまいりたいと思っております。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

本日は本当にありがとうございました。